

並木コミュニティハウス指定管理者公募に係る質問と回答

平成24年1月30日

No.	項目	質問	回答
1	収支予算書	<p>支出の中に「光熱水費等」とありますが、光熱水費の算出方法について教えてください。病院施設全体の光熱水費から、当施設の使用分を支払うという理解でよろしいでしょうか。新設ですので、過去実績はないと思いますが、積算の参考となる資料をいただけないでしょうか。</p>	<p>電気及び水道は個別メーターが設置されていますので、並木コミュニティハウスの使用量に基づき、支払うこととなります。なお、ガス利用はありません。</p> <p>金沢区の既存のコミュニティハウスの光熱水費については、金沢区役所ホームページで公開している事業報告書の収支決算書をご確認ください。</p> <p>http://www.city.yokohama.lg.jp/kanazawa/chishin/sisetsu/shitei.html</p> <p>また、横浜市の他区のコミュニティハウスについても、各区のホームページで事業報告書を公開しています。</p> <p>http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/kyoso/siteikanrisha/siteitiran/23ch.html</p>
2	特記仕様書・5ページ・設備機器管理業務	<p>定期点検に関しまして、法定点検（自動ドア保守点検含む）は当施設指定管理者で行う必要はないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>建物及び建物に付随する設備の定期点検については、病院事業者が行うため、指定管理者が行う必要はありません。</p>
3	特記仕様書・8ページ・目的外使用料	<p>自動販売機以外の物販にかかる、目的外使用料の具体額を教えてください。</p>	<p>並木コミュニティハウスは、民間施設を賃借し、設置されるため、行政財産の目的外使用には該当ませんが、本市の基準に準じて取り扱うこととします。金額については、指定管理者に指定後、提案内容を検討し、協議することとします。</p> <p>なお、特記仕様書7～8ページ「6(2)施設を使用する場合の条件」を修正しました。</p>